

まちづくりキャッチフレーズ 人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」



## 倉吉自慢の味を全国へ JA鳥取中央「メロンフェア」

倉吉の初夏の味覚「プリンスメロン」の出荷が最盛期を迎え、6月2日(土)、甘くておいしい地元特産品をPRしようとJA鳥取中央で「メロンフェア」が開催されました。

はじめに小鴨保育園とうつぶき保育園の園児が元気な歌や踊りを披露し、フェアの開会を盛り上げました。

試食も並べられた即売会では、開会前から、「明日、運動会の孫に食べさせてやりたい」など家族や親戚、友だちにメロンを買い求める人の長い列ができました。

会場には、宅配便の受付所も設けられ、倉吉自慢の特産品が全国へと発送され、メロンの甘い香りが漂う会場は活気に満ちていました。

### CONTENTS

- 「赤瓦10号館」利用者63,000人を超える …… 2
- 第31回倉吉打吹まつり …… 3
- あなたの所得税・住民税が変わります …… 4
- (仮称)駅地域交流センターにご意見を …… 5
- 生涯学習講座のご案内 …… 6
- 倉吉市保存樹紹介③ …… 7
- ソナチャンヤギ/指定管理施設から …… 8
- インフォメーション …… 9～13
- あんしんファイル …… 14～15
- 若者の定住化に向けて/人口 …… 16

# 「赤瓦十号館」利用者は63,000人を超える

●町屋カフェ和気(わき) ●倉吉観光案内所 ●くらよし若者広場



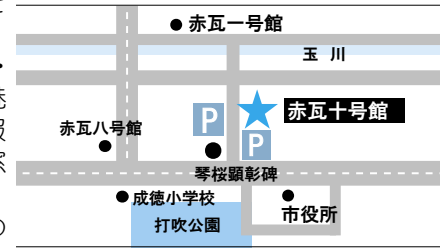
赤瓦十号館

白壁土蔵群近くの琴桜観光駐車場前に「赤瓦十号館」として開設した「町屋カフェ和気(わき)・倉吉観光案内所・くらよし若者広場」。オープン以来1年半が経ちましたが、これまでに63,000人を超える多くの人々にご利用いただいています。

この施設は、鳥取短期大学・倉吉商工会議所・赤瓦などと行政が連携して中心市街地の新たな魅力・賑わいの創出を目指して、若者の交流・情報発信、周辺の観光案内、若者のための就職相談窓口などを担う場として整備したものです。

それぞれの機能をますます充実させていますので、みなさんどうぞご利用ください。

※問合せ先：商工観光課 ☎ 22-8158 FAX 22-8136



\*\*\*\*\*

## 鳥取短期大学生が創るカフェ ■町屋カフェ和気(わき)

関金産の米粉を使った特製シフォンケーキをはじめ、地産地消をテーマに地元の食材を活用したパスタ、米粉ベーグルなどオリジナル商品が大好評。鳥取短期大学の学生と卒業生が中心となって、若者理想のカフェをめざした喫茶です。新年度が始まり、スタッフも一新。そして新しいメニューも誕生しています。

ただいま店内のフリースペースで、雑貨などを置いていただけの人を募集しています。くわしくはお問い合わせください。

☎/FAX 22-1200 営業時間：平日＝午前9時30分～午後5時、土日祝日＝午前10時～午後6時30分

## 倉吉の観光情報はお任せを ■倉吉観光案内所

「倉吉を観光するのにどこへ行くのか」—そんな悩みを解決します。倉吉の観光情報はこちらにお任せください。

観光案内・パンフレット、観光ガイド案内(1時間1,000円・事前予約必要)、無料の荷物預かりや傘・車いす・自転車の貸出をはじめ、観光バス乗務員の休憩スペースもあります。

倉吉のすてきな思い出をたくさんつくっていただけるよう倉吉市観光協会がお手伝いしますので、気軽にお問い合わせください。

☎/FAX 22-1200 開所時間：午前8時30分～午後5時

## カフェで気軽に就職相談 ■くらよし若者広場

「くらよし若者広場」は、おおむね30歳未満の若者の早期就業や職場定着を支援することを目的に鳥取県が運営し、週3日開設しています。本人の興味や経験などにあった職業相談をカフェの一角で行っていますので、お気軽においでください。開設時間：毎週火・水・金曜日の午前9時30分～午後4時30分  
内容：就職に関する相談、パソコンを使った適職診断、求人企業や就職に役立つ情報提供など若者の働く意欲を応援します。

※問合せ先：鳥取県中部総合事務所 県民局 ☎ 23-3985



## 倉吉しろ口まちかど博物館

白壁土蔵群・赤瓦周辺に昔なつかしいしろ口・ストリート誕生

白壁土蔵群・赤瓦周辺の新しい楽しみ方として「しろ口」をテーマにした街歩きが好評です。真空管テレビ、蓄音機、ウルトラマン販促グッズに今はなきプロ野球球団の帽子など、江戸・明治・大正・昭和の各時代をしのばせるものを、白壁土蔵群・赤瓦周辺の商店街のそれぞれのお店の店先に展示し、約600メートルの通りがまるごとレトロな博物館に大変身。

現在周辺の約60軒で取り組んでいます。各店主が学芸員となり笑顔でお出迎えますので、「福の神めぐり」とあわせ、街歩きで昔なつかしい時間をお楽しみください。  
◎休館日・開館時間は参加協力店の定休日・営業時間となります。  
◎場所：魚町く西町にかけての約600メートル  
※問合せ先：商工観光課 ☎ 22-8158 FAX 22-8136

## 倉吉しろ口まちかど博物館



2007年8月4日(土)・5日(日)開催

# 第31回倉吉打吹まつり

～前進！くらよしスタイル～

●今年も、倉吉の夏の恒例イベント「倉吉打吹まつり」が開催されます。

第31回を迎える今回、今まで市が単独で運営していたまつり事務局を、市と民間の5団体で協力して運営することとなりました。「みんなで作るみんなのまつり」を意識して、市民全体で楽しめるまつりを運営していくことを目的としています。



今年のテーマは、「前進！くらよしスタイル」です。市民みんなが協力しまつりを作り上げていくことが、倉吉の夏まつりのスタイルであり、これをさらにパワーアップしていこうという思いを込めて決定しました。

すでに、第1回の実行委員会が開催され、各イベント内容を検討して

いく専門部会が始まるなど、早くも「夏まつり」が動き出しました。

●いま、どんな内容にすればまつりが盛り上がるか、各イベントごとの専門部会で計画中です。市民のみなさんのご意見・ご要望もお聞かせください！

また、次のイベントは今年も開催予定です。

8月4日(土)：みつぼし踊り大会、飛天WASSO、各種パレードなど(銀座通り、打吹公園通り、白壁土蔵群周辺、たからや周辺)

8月5日(日)：打吹天女コンテストなどのステージイベント、楽市楽座(出店)、飛天花火大会など(飛天夢広場[倉吉大橋～竹田橋下河川敷])



●市民のみなさん

イベント内容の詳細と各種部門への参加者・出店者募集については、市報7月1日号でお知らせします。ぜひ、ご応募ください。



※問合せ先：市商工観光課内  
打吹まつり実行委員会事務局 (TEL) 090-3632-2606 FAX 22-8136

## 買って協力！着て参加！！

### 今年もオリジナルTシャツを販売！！！！

今年のオリジナルTシャツのデザインには、今年のまつりのテーマ“前進！くらよしスタイル”をイメージし、天女と童子の号令によって、市民みんなが楽しく前進していこうという意味が込められています。このTシャツの売上は、まつり運営のための大きな収入源となっています。ぜひ、友だちや夫婦親子で一緒に、あるいは職場やグループでご購入いただき、これを着てまつりに参加してください。

販売価格：1,500円

色：レッド、デニム、デイズ

サイズ：130, 150, S, M, L, XL

販売開始：6月20日(水)から販売予定です。

販売取扱店：パープルタウン(インフォメーション)、シビックセンターたからや、BYヨシダ、赤瓦1号館・8号館、打吹商事(市内3店)、ミュージアムショップ梨の懸け橋(梨記念館入口)、せきがね湯命館、グリーンスコレせきがね、道の駅犬伏、倉吉商工会議所、市役所：関金支所管理課、商工観光課

\*このほか、市内各事業所、店舗などでも販売いたします。



## ボランティアスタッフ募集

まつり当日の運営を支えるボランティアスタッフを募集します。あなたの力で今年のまつりを盛り上げよう！

## 飛天WASSO(フッソ)

### 参加者募集！



※申込・問合せ先：倉吉商工会議所青年部  
(TEL) 22-2191 FAX 22-2193

# 平成19年度からあなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と市民税の税率が変わります。

## 「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(せいげんいじょう)」。

## 「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよいサービスを受けられるようになります。

**所得税** 平成19年1月分から適用



4段階の税率を、6段階に細分化  
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

**住民税** 平成19年6月分から適用



3段階の税率から、一律10%に  
(都道府県民税4%・市町村民税6%)

## 「いつから？」

ほとんどの人は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

	所得税	個人住民税
(1) 給与所得者	平成19年1月から(毎月源泉徴収)	平成19年6月から(毎月特別徴収)
(2) 年金受給者	平成19年2月から(2か月ごとに源泉徴収)	平成19年6月から (6月、8月、10月、1月に納付)
(3) 事業所得者	平成20年2～3月から(確定申告) ※予定納税の場合は平成19年7月、11月	平成19年6月から (6月、8月、10月、1月に納付)
(4) 退職者(退職所得)	平成19年1月から	平成19年1月から

## ●定率減税が廃止されます。

平成11年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)。

## ●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額  
125万円以下の人 **非課税**



平成18年度以降

経過措置として  
平成18年度は税額の3分の2を減額  
平成19年度は税額の3分の1を減額  
平成20年度以降は全額負担

※平成19年度市県民税第1期の納期は7月2日です。

## 固定資産税・都市計画税についてのお知らせ

5月に納税通知書を送付しました際、納税者のみなさんから一番多くいただいたお問合せについてご説明します。

**Q** 地価の下落により土地の評価額は下がっているのに、税額が上がる場合があるのはなぜ？

**A** 地域や土地によって評価額に対する税負担に格差がある(例えば同じ評価額の土地があっても実際の税額が異なる)のは、税負担の公平の観点から問題があることから、平成9年度の税制改正により、この格差を解消していくための仕組みが導入されました。

この仕組みは、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地については段階的に税負担を引き上げていく仕組みになっています。

この仕組みによって、地価の下落により評価額が下がった土地でも、負担水準が低かった土地は、段階的に税負担が上昇する場合があります。

$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{\text{平成18年度課税標準額}}{\text{平成19年度評価額(注1)}}$$

(注1)住宅用地については、評価額に住宅用地の特例措置(小規模住宅用地…1/6、一般住宅用地…1/3)を適用した額(本則課税標準額)。ただし、都市計画税は、小規模住宅用地…1/3、一般住宅用地…2/3の適用率となります。

### 【住宅用地】

負担水準が100%以上  
→本則課税標準額(価格×1/6など)  
負担水準が80%以上100%未満  
→前年度課税標準額に据え置き  
負担水準が80%未満→税負担を徐々に引き上げ

### 【非住宅用地】

負担水準が70%超  
→課税標準額を評価額の70%まで引き下げ  
負担水準が60%以上70%以下  
→前年度課税標準額に据え置き  
負担水準が60%未満→税負担を徐々に引き上げ

※問合せ先：税務課(TEL 22-8114 FAX 22-1087)